

独立行政法人評価委員会
第4回自動車検査分科会

平成16年7月16日（金）10：00～12：00

経済産業省別館850号室

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただ今から国土交通省独立行政法人評価委員会の第4回自動車検査分科会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またお暑い中ご参集いただきまして、ほんとうにありがとうございます。私、自動車交通局技術企画課長の戸沢でございます。よろしくお願いいたします。昨日、技術企画課長になりまして、不慣れでございますけれども、その点、ご容赦をお願いしたいと思います。

まず、本日の出席について確認させていただきたいと思います。委員7名のところ、5名の委員の方にご出席いただいております、過半数を超えております。定数を満たしておりますので分科会を開催させていただきたいと思います。

次に、委員の交代がございましたので、紹介させていただきます。

当分科会の前分科会長でございました池上委員にかわりまして大聖委員が新しく委員になられましたのでご紹介させていただきます。

【委員】 早稲田大学の大学です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ほかの委員の方々に変更はございません。

また、本日は、自動車検査法人から橋口理事長をはじめ関係の方々が出席していただいております。また、木場政策評価官にもご出席いただいております。

【政策評価官】 木場でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 まず、議事内容の取り扱いの確認を恒例でございますのでさせていただきますと思います。

議事録といたしましては、事務局で議事概要を作成させていただきまして、その後、各委員の皆様方のご了承をいただきました後、国土交通省のホームページで公表という手順にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。クリップを外していただきまして、委員名簿、そして資料4-1、検査法人の15年度の財務諸表でございます。

資料4-2でございますが、15年度業務実績報告書、資料4-3は自動車検査法人の役員退職手当支給規程の一部改正についてでございます。資料4-4は検査法人の15年度業務実績評価調書でございます。それ以降は参考資料になっておりますが、参考資料4-1、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針、参考資料4-2、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則、参考資料4-3、国土交通省独立行政法人評価委員会令でございます。参考資料4-4、国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について、参考資料4-5、独立行政法人通則法でございます。

資料のほうはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。先程申しましたように、前池上委員が分科会会長に就任していただいていたわけでございますけれども、今、不在となっております。これにつきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会令第5条の3項の規定に基づきまして分科会会長を委員の互選で選んでいただきたいと思います。互選ということで、どなたかをご推薦していただければありがたいと思います。

【委員】 大聖先生にお願いできればと思いますけれども。

【事務局】 今、大聖先生に分科会会長をというご発言がございましたが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 よろしゅうございましょうか。

それでは、大聖委員を分科会長とするということで各委員の方々のご賛同を得られたということで大聖委員、分科会長ということでよろしくお願ひしたいと思います。

今後の議事は、大聖委員からよろしくお願ひいたします。

【分科会長】 早稲田大学の大家でございます、微力ではありますが、ご指名によりまして分科会会長を務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、早々ではありますが、本日の議題に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議題といたしましては、議事次第に基づきまして最初に平成15年度財務諸表に関する審議、それから次に平成15年度業務実績の評価を行うということ、それから3番目に役員退職手当に関する規程の審議をしていただくということでございます。この順番でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最初の議題であります財務諸表についての議事に入りたいと思いますが、そ

の前に、検査法人から何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

【検査法人】 理事長の橋口でございます。

最初に、理事長の私と監事2名が7月1日に国土交通大臣より再任されましたこと、また、3名の理事につきましては私が再任したことをご報告いたします。今後ともよろしくお願ひいたします。

当法人は、今回2回目の評価をいただくこととなります。発足した平成14年7月から年度末までの9カ月間の間に国からの組織分割に伴う新しい体制の創設作業に忙殺されました結果、当初予算の消化ができず、その繰り延べを余儀なくされました。

平年度となりました平成15年度は、事業運営を軌道に乗せることができましたと考えます。平成15年度の検査車両数は885万台でした。施設等の改善につきましては、広島の中
国検査部の移転工事を実施したほか、各種検査機器等の導入・更新を鋭意実行しました。

これらの検査業務及び施設等の整備を行うに当たりましては、重点課題を設定し、これを解決すべく対策を打ってまいりました。

重点課題の第1は、不当要求対策です。法人発足前の国の時代に不正車検があったとして国及び当法人の職員が警察から捜査を受けるという問題が発生し、大きな混乱が生じました。法人になってからは、厳正で公正、かつ中立な検査をすることを徹底するよう体制を整えました。具体的には、不正車検への対処方法を明示するとともに、組織体制の強化、防犯システムの整備、警備員の配備、警察との連携強化などの各種対策を実施しました。

重点課題の第2は、ディーゼル黒煙検査の強化です。これまで黒煙検査は目視で測定し、基準を超えている可能性のある車については計器による計測をしてきました。近年、目視で判定しにくい25%規制車が増えてきたことから、計器による検査を強化することにしました。

重点課題の第3は、審査事務規程の充実です。これまで検査に関する法律・法令や通達令は膨大かつ複雑で、検査の基準がわかりにくいものになっていました。しばしば行われる保安基準関係の法令改正とも整合をとりながら、これまで審査事務規程について23次にわたり改正を重ね、その内容を充実するとともに、簡明なものとするよう努力してまいりました。

重点課題の第4は、研修体制の見直しです。少ない人数を計画的に削減せざるを得ない中、実務研修はこれまで手薄になっていたもので、これを強化することにしました。平成15年度で準備を重ねましたが、平成16年から実施していきます。

話は変わりますが、当法人は平成15年度に国際自動車検査委員会（CITA）に加盟しましたが、9月に英国の北アイルランド及びアイルランドで開催されました総会及びシンポジウムに参加しました。

また、その機会に、これらの国及びスウェーデンの検査場も視察しました。視察した国では、整備前検査を実施していることもありまして、日本と比較しますと検査官の数が多く、長い時間をかけて検査しております。いろいろな条件は違いますので、直接参考にすることはできないのですが、その中で、検査業務について情報技術の利用が進んでいることに注目しました。検査業務における情報技術の利用は、検査業務の品質向上や検査結果データの集積・分析と活用のため、今後、我々が取り組むべき課題と考えております。

それでは、これから平成15年度の財務諸表と業務実績についてご報告いたしますので、どうぞよろしく評価をお願いいたします。

【分科会長】 それでは、財務諸表の説明を手短にお願いしたいと思います。

【検査法人】 総務を担当しております豊島でございます。

財務諸表のご説明をいたします。資料4-1でございますが、財務諸表の理解を容易にするために、初めに事業報告書を簡明にご説明いたしたいと思っております。15ページをお開きいただきたいと思っております。

この法人は、平成14年7月の発足時に全国の車検場の建物類と土地を120億円余り国から現物出資を受けました。その後、同年度内に検査機器類を国から無償譲与を受けるなどしまして、当期末の固定資産合計は210億円余りになっております。人的には、役員及び職員合計で882名となっております。

16ページでございますが、事業場としましては、全国に車検場が93カ所、四谷に本部、八王子に研修施設がございます。車検場では検査上屋及び検査機器を法人として所有いたしまして、その敷地と事務室は国から行政財産の使用許可を受ける形で利用しております。四谷の本部は借りりでございます。八王子の研修施設は国からの現物出資で所有となっております。このような、要員882名と物的施設で事業を実施しているわけでございます。15年度は、876万件の検査を実施いたしました。

主な事業でございますが……

【分科会長】 ページ数が混乱しておられませんか。大丈夫ですか。今、事業報告のところの16ページですね。

【検査法人】 はい。

【分科会長】 どうぞ。

【検査法人】 広島の中核検査部の検査上屋を移転新築いたしました。

それから、17ページでございますが、上のほうに各種施設類の整備が書いてございますが、こういった機器・施設関係を整備いたしました。

次に、収入面でございますけれども、この財務諸表の通しページの14ページの決算報告書をお開きください。横長の表になっております。これは官庁会計方式で計上してございますが、縦に予算額、決算額、差額となっております。収入面で、まず運営費交付金は107億5,800万円国からいただいております。そのほかに施設整備関係の補助金としまして26億500万円予算をいただいております。さらに、前年度からの繰越金の一部繰入としまして1億9,000万円ございます。こういった収入で15年度の事業をしたわけでございます。

次に、同じ資料の通しページの10ページの「運営費交付金債務の明細」という資料をお開きください。これも細長い横長の表になっております。これの一番左のところから2番目のところに「期首残高」がございまして、平成14年度に17億9,000万円。これは14年度に交付金債務として余ったお金でございます。この17億9,000万円につきましては、先程前年度からの繰り入れで1億9,000万円あると申しましたが、17億9,000万円のうち1億9,000万円については14年度内に契約をいたしまして15年度に支払いを行っております。なお、残りの16億円は、16年度の執行に向けましてその大半を15年度中に契約いたしました。

次に、交付金当期交付額。これは、先程決算報告書のところで説明しました15年度の交付金当期交付額107億5,800万円余りでございます。

こういった14年度からの17億9,000万円と15年度の交付金107億5,800万円をもちまして、その隣の「当期振替額」という欄が4つございますが、まず運営費交付金収益、合計欄で87億5,700万円。これは15年度に費用化したものでございます。その横の資産見返運営費交付金、20億9,600万円。これは15年度に資産として購入したものでございます。さらに、その右側の資本剰余金、558万円余りでございますが、これは交付金から敷金や電話加入権などに充当したものでございます。

これら3つをトータルしまして108億5,900万円で、先程の期首残高及び交付金当期交付額の合計125億4,800万円余りからこの小計の108億5,900万円を差し引きますと、期末残高16億8,900万円となります。これは、後にご報告いたしますが、

当期のバランスシートの交付金債務として計上いたしております。

次に、冒頭に戻りまして1ページの貸借対照表をお開きください。

まず資産の部、流動資産でございますが、現預金41億円余りございます。かなり大きな金額になっておりますが、下の負債の部の運営費交付金債務16億8,900万円、先程明細のほうでお話いたしました16億8,900万円と、それから未払金22億9,400万円、これらで大半の金額を占めております。そのほかに、光熱水料の未払費用などがございます。

それからまた上のほうに戻りまして未収金。これは職員からの給与返納分のまだ未収のものでございます。これは一部過払いがございまして、その返納分ということでございます。

それから、その下の未収還付消費税、300万円余りでございますが、これは過年度に消費税を余計に払ったものの還付収益分でございます。

それから、前払費用。これは火災保険や自賠責保険などの保険料でございます。

次に、有形固定資産。この固定資産の取得、それから減価償却等につきましては、8ページの明細書のとおりでございますが、説明は省略いたします。

それから、建設仮勘定が2億180万円余りありますが、これは奈良の検査事務所及び福山の検査事務所の前金払い分でございます。

次に、投資その他の資産。敷金・保証金、これは本部の事務所の敷金・保証金などがございます。

次に、流動負債の運営費交付金債務。先程お話ししました16億8,900万円でございますが、実はこの16億8,900万円のうち、12億1,500万円につきましては15年度内に既に契約を完了しておりまして、16年度に執行を繰り越しております。差し引き4億2,700万円が当年度未使用として残りました。

次に固定負債。資産見返負債のところでございますが、資産見返運営費交付金、これは交付金を使うことによりまして資産を購入したものでございます。これが25億円余りございます。それから資産見返物品受贈額。これは国から無償譲与を受けた資産分で、54億5,300万円余りございます。

次に資本金。これは先程お話しいたしました政府出資金、現物出資120億円受けました。

次に資本剰余金でございますが、22億2,600万円。これの内訳として大きなものは、

検査場の改修などのため補助金でいただいて執行したものが18億6,400万円余りございます。それから損益外減価償却累計額。これは補助金で取得した資産に係るもので13億3,300万円ございます。

それから、利益剰余金の積立金、2億800万円余りでございますが、これは14年度の利益処分金として2億800万円。これは実は消費税の還付を受けた金額でございます。この分が15年度の積立金として計上されております。なお、当期の未処分利益としては、上のほうの金額からの差し引き948万円ほど発生いたしました。

次のページ、損益計算書でございます。

経常費用の検査業務費。給与、賞与及び手当、50億5,700万円。

それから、その下のほうに一般管理費のところは役員報酬と職員の給与、賞与及び手当。こういった人件費を検査業務関係と一般管理関係の人件費を合計いたしますと、職員給与として53億5,200万円です。

それから、検査業務費の中の減価償却費が14億900万円。それから、一般管理費の中の減価償却費2,100万円。合わせまして、およそ14億3,000万円となります。その他、維持運営費がございます。

この中で大きく変動しましたのは、一般管理費の中のソフトウェア費が前年度は3億6,000万円余りございましたが、当年度は320万円に減りました。

それから、経常収益でございますが、運営費交付金収益。先程お話いたしましたように87億5,700万円でございます。それから八王子の研修センターでは軽自動車検査協会その他から研修生を受け入れるなどしまして受託収入として470万円ほど収入を得ております。

次に、資産見返債務戻入でございます。これは、資産見返運営費交付金戻入。これは交付金を使いまして資産に該当するものを購入して、その当年度の減価償却費相当分を収益として計上しております。これが1億1,600万円でございます。それから資産見返物品受贈額戻入。これは、国から無償受贈を受けました資産分の当年度の減価償却費相当分を収益化計上したものが13億9,900万円余りでございます。

それから臨時利益でございますが、300万円。これは先程貸借対照表のほうで未収還付消費税等300万円とお話ししましたが、この分を収益として計上しております。

差し引き当期の総利益が948万円余りとなりました。

4ページ、利益の処分に関する書類（案）でございますが、ただいまの利益処分量、こ

の948万円余りを当期利益処分額として積み立てたいという案でございます。

またもとへ戻りまして、3ページのキャッシュ・フロー計算書でございますが、まず業務活動によるキャッシュ・フロー。支出は、上の3つでございます。それから、その下の運営費交付金収入からその他の収入まで、これが収入でございます。これによりまして、業務活動によるキャッシュ・フローは22億6,400万円余りでございます。

それから、投資活動によるキャッシュ・フロー。一番上、有形固定資産の取得による支出、29億8,000万円。それから施設費による収入、これは補助金の振込み、国庫からの振込金額でございますが、23億2,800万円余りでございます。

差し引き投資活動によるキャッシュ・フローは8億8,300万円余りの△となっております。

資金の期末残高は41億3,900万円。これは先程の貸借対照表の現預金の41億3,900万円の金額と一致しております。

次に、5ページの行政サービス実施コスト計算書をお開きください。

まず、業務費用でございます。検査業務費93億1,400万円と一般管理費の9億6,000万円、これは損益計算書の金額と同じでございますが、合計して102億7,500万円。

一方、収入でございますが、受託収入、先程の470万円、それから雑益270万円ということで、業務費用の合計は差し引き102億6,700万円余りになりました。

損益外減価償却等相当額。損益外として損益計算書には載りませんが、その減価償却費相当額が7億6,200万円。それから損益外固定資産除却相当額、これは建替えや機器の更新のために除却をした分でございますが、6,500万円余りでございます。合計して8億2,800万円。

それから機会費用。国有財産無償使用の機会費用、政府出資等の機会費用、これらが31億3,900万円。先程言いましたように国有財産につきましては使用許可を受けまして、それについて新規に建造したようなものについては有償で国庫に賃料を払うなどしております。

それから、行政サービス実施コスト、これらを合計しまして141億円余りかかっております。

注記事項、6ページでございますが、昨年も会田委員からご指摘がありましたけれども、運営費交付金収益の計上基準については、本年度は表現を改めまして、「費用進行基準を採

用しております」というふうに改めました。これは費用発生を認識したときに収益計上するという、具体的には、物を購入しますと、その物を検収したときに費用計上するということでございます。

以下、省略いたします。

それから、7ページ、重要な債務負担行為。これは、本年度監査法人のほうからの指摘で決算書予算額の1%超のものについては計上するよという指摘がありましたので、本年度からこれを計上いたしております。

終わりのほうに添付書類としまして監事の意見。これは当法人の監事の意見でございます。通し番号で20ページでございます。それから、会計監査人の意見。これは通し番号で21ページでございますが、新日本監査法人から意見をいただいておりますが、いずれも決算状況を正しく示しているものと認めるという意見をいただいております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明に対しましてご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしく願いたします。

ご質問がないようでしたら、会田委員から何かご意見ございましたら。

【委員】 特にございません。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、ただいまご説明いただいた内容で私ども了解したということで、分科会としましては特段意見なしという形で処理させていただきたいと思ます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、1番目が終わりました2番目の議題であります業務実績評価に入ることにはいたしたいと思ます。評価の方法としましては、お手元に配付してあります参考資料4-1「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」に従って行うこととなりますので、適宜ご参照いただければと思ます。

資料4-2として用意されております業務実績報告書の内容をもとに業務運営評価を行っていきまして、最後に取りまとめて、総合的な評価と自主改善努力評価の順で認定評価を行っていききたいと思っております。

まず、業務運営評価ですけれども、これは評価方針によりますと、個別の項目ごとに中期計画の達成に向けた実施状況についての認定をするということになっております。したがって、実績報告の括弧書きごとに区切りまして検査法人サイドから簡単にご説明をいただき、それに基づいて意見を交換しながら適宜行いまして分科会として当該項目が着実な実施状況にあるか否かを平成15年度実績評価調書に評定理由と評定結果を数値で認定していく。これを各項目ごとに繰り返して進めてまいりたいと思います。

なお、本日出席されていない委員からも評定理由や評定結果をいただいておりますので、これをご紹介しながら評価していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、1項目ずつ各項目ごとの区切りをつけて進めていきたいと思っておりますので、手短にご説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

【検査法人】 企画担当理事の宮崎でございます。それでは、説明させていただきます。

一部の項目につきまして財務関係は豊島総務担当理事からご説明させていただきます。

それでは、まず、目次をちょっとごらんいただきたいと思います。今年度は概況ということで全体を眺めた話をつけ加えてございます。

それからⅡでございしますが、業務運営評価に関する事項が7点ございます。1が運営効率化の関係でございまして、組織運営、人材活用、業務効率化と3項目ございます。この項目ごとにご説明を区切ってご説明いたします。それから2は業務の質の向上の関係でございしますが、8項目ほどございます。そのほか、3から予算関係など財務関係が6番までございまして、7が業務運営の重要事項で2点ございます。

Ⅲが自主改善努力ということでございます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

概況がございしますが、先程何回か全体の数字がございましたけれども、1.概況(1)に全国の事務所で検査した件数が正確に記載されております。876万1,029件ということでございまして、対前年度比100.9%の審査を実施しております。ユーザーの受検代行でございしますが、32%で約282万6,503件で104%ということになっております。

また、街頭検査でございしますが、8万4,912件ということで150%という数字でござ

ざいます。

それから、合計で884万5,941件、101.2%ということでございます。

47ページに詳細な表がございますが、そこには新規検査、継続検査など、種類に応じた検査の数が記載されてございます。おおむね横ばいし若干の微増というところがございます。

あと、(2)以降は、先程來說明がございましたし、また、後ろのほうで詳細にご説明をさせていただきます。

それでは、ここは評価の対象ではございませんので、次に続きまして2ページの業務運営評価に関する事項、(1)の組織運営関係についてご説明いたします。

説明といたしましては、年度計画を囲みの中に中期目標、中期計画、年度計画とございますが、今年度の評価ということでございますので、年度計画をかいつまんでご説明をして、その下にございます今年度の実績ということで②「当該年度における取組み」を中心にご説明させていただきます。

年度計画につきましては、検査要員につきまして業務量に応じた配置の見直しを行うという計画になっております。②にございますように、15年度の取り決めといたしましては、中期計画で決めました人員の削減計画を踏まえた上で再配置を行うこととしまして、平成18年度まで、中期計画終了までの実施計画を新たに策定いたしました。その際、業務量につきましては各審査の種類ごとの所要時間を加味して総合的な業務指標を算出して行ったわけでございます。

48ページに別表、別紙の表3を掲げてございますので、ごらんいただきたいと思います。表3にございますように、各事務所ごとに実検査台数を示し、それに対して審査にかかる所要時間を勘案した上で換算審査業務量を決めまして、各1人当たりの換算審査業務量ができるだけ平準化するよう再配置を行っております。「▲」は人員を減らし、「1」と書いてあるところは増やすというところがございます。

50ページになりますが、それを全体合計いたしまして、15年度は合計ゼロでございますが、相互間の振りかえのみということございましたが、16年度につきましては、最終的にマイナス1、17年度はマイナス4、18年度はマイナス6ということで中期計画の達成を図っております。

ちなみに51ページ、52ページには、1人当たりの換算業務量についてグラフにしまして、各事務所ごと、1つ1つの点は各事務所のものを示しておりますが、今度の見直し

によりまして、より業務量の平滑化が行われることが読み取れるかと思えます。ひとつご参考にしていただきたいと思います。

なお、削減対象事務所につきましては、検査機器の改良とか検査官の優先配置など、そういう対策を行いながらこういう削減をしたいということでございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいま組織運営に関してご説明いただいたわけですが、何かご意見等ございませんでしょうか。

それでは、評定理由と評定結果についてご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。各事務所等の業務量に応じまして適切な要員の配置が計画されておりました、配置の見直しを着実にっておりますし、実施状況が着実ではないかと認められますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 こういうふうなやり方は非常に画期的なことではないかなと思えます。かなり業務がいろいろ錯綜しているのをうまく数値的にとらえるのはなかなか難しいのだと思えますけれども。

ただ、最終的な1つの目標はどの辺に置かれているのでしょうか。

【分科会長】 どうぞ。

【検査法人】 これは、できるだけ1人当たりの業務量が同じようになるようにというのが目標ではございますけれども、52ページの表にもございますように、非常に小規模事務所などもございます。例えば1人のところすらございますし、大変業務量が多いところでも3名とか4名、そういったところがございまして、こういった場合には、仮に1人病気で休んだとかそういったことがございました場合には非常に難しいものですから、極力これがリニアな線になるようにはしたいと思っておりますけれども、それが基本的には目標なのですが、そういうミニマムな部分を勘案しながら、また、施設につきましては施設のコースの配置などがございまして、そういったものを並べかえをしないと人員が適正化できないという場合もございますので、そういった施設の特性なども勘案しながら順次進めていきたいということでございます。

【委員】 51ページ下のほうの「平成18年度末見込み」を見ると、業務量の多いところは大体1人頭1万5,000というのが何か1つ見えているのかなという感じがしますけれども。

【分科会長】 目標としてはですか。

【委員】 ええ、その辺を指していくのですかね。

【検査法人】 はい。

【分科会長】 ただ、その次のページを見ますと、完全に要員と審査業務量は比例しませんで、縦軸のところは必ず切片があるわけですね。これはしようがないですね。

【委員】 業務量の少ないところがどうしても効率が悪くなるんですね。

【分科会長】 はい、ベースになる人員が必要だということ。いかがでしょうか。そういうことも勘案していただいて、評定の結果としては2が適切ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 業務評価の考え方をちょっと説明させていただきたいと思います。参考資料の4-1でございますが、お聞きいただきたいと思いますが、ここに業務実績評価に関する基本方針が出ておりまして、こちらの5ページをお聞きいただきたいと思ひます。

ここに評価基準、そして(1)業務運営評価に係る判断基準ということで、この上のところ7行目ぐらいから四角で囲ってございますが、年度業務実績報告の各項目ごとに中期目標の達成に向けた実施状況について評価を行うということで、0点から3点までということで、4段階で評価をしていただくというような形になってございます。よろしく願ひいたします。

【分科会長】 どうも失礼しました。ご承知かと思ひまして説明を省きましたけれども、4段階の0から3までの評点という形で進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、次に、人材活用に関してご説明をお願いいたします。

【検査法人】 それでは、4ページの人材活用でございます。

年度計画といたしましては、業務改善の提案など顕著な貢献を行った職員に対して表彰を行って業務取組意欲の向上を図るということでございます。15年度は、14年度に制定いたしました表彰規程に基づいて2件の表彰がございまして、職員3名を表彰してございます。内容としては、1件はリコールの発見をしたということでございます。それからもう一つは、受検者がスピードメーター・テストなどの正しい位置に容易に停車できるようにカメラ・モニターによる装置を開発したということでございまして、これにつきましては、法人の検査機器の標準仕様になっております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

何かご意見ございますでしょうか。こういった職員の取り組みの意欲の向上を図るとい
う点で成果を上げられていると思いますが、特に表彰を行ったということでありまして、
着実な実施状況にあると認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 検査体制のことはよく知らないのでお伺いするのですが、整備士だと
3級、2級、今度1級ができましたね。そういうふうな格好で技能の差によって称号も違
うし、多分、認可も違うのではないかと思うのですが、そういうふうな段階的な検
査員の養成というシステムについて、もしあればお伺いしたいと思ったのですが、
今、何かやっぱり何級か決まっているのですか。

【検査法人】 下のほうから言いますと、単なる係員、それから今度新しくつくりまし
た検査官補、そして検査官、その上は主席検査官、それから上席検査官、そしてこれは管
理職でございますが事務所長、これは検査官を兼ねております。そういう形で、スキルに
応じて上に上がっていくという仕掛けでございます。

【委員】 待遇も変わってくるわけなのですね。

【検査法人】 待遇も、はい。

【委員】 いや、そういう組織的な育成体制があるかどうかちょっとお聞きしたかった
のですが、

【分科会長】 いろいろ研修ですとか、そういったような技能の向上にかかわるいろい
ろな取り組みがあると思いますけれども。

【検査法人】 研修も、ですから、そのレベルに応じて全部ステップを刻んでライフサ
イクルの中でキャリアアップしていくという仕組みにしております。

【分科会長】 ここでは人材の活用というところに主眼を置いて評価したいと思いま
すので、評定の結果としては2ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅう
ございますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、業務の効率化という(3)のほうへ進みたいと思います。

【検査法人】 6ページをお開きいただきたいと思いますが、

年度計画といたしましては、施設の整備、維持管理は引き続き外部委託を、経理事務な

どの管理・間接業務については、ネットワークの充実強化や電子決済の拡大、そういったことで業務の効率化とペーパーレス化を推進するという年度計画になっております。

②にございますように、15年度の取り組みは、審査施設、審査機器の関係は引き続き外部委託を行っております。7ページでございますが、サービスあるいは物品の調達につきましては、全国统一仕様とすることができるものにつきましてはそういう形にいたしまして、本部で一括契約でコストの低減を図っております。

それから、パソコンにつきましては職員全員に配備をいたしまして、通達・連絡等は原則ペーパーレスということにしております。

それから、旅費関連の業務が非常に手間がかかるものですから、これにつきましては、今後ペーパーレス化を目指しまして、旅費管理システムを導入するよう平成16年度の初頭導入に向けての検討を15年度は行いました。

それから、検査の合間に事務作業ができますように検査場に、サテライト・オフィスと名前をつけてございますけれども、検査官控え室兼事務室というものを設けまして、そういうような施設基準にいたしました。

それから実習センターで研修を行っているわけでございます。後ほど詳しくは出てまいります。その管理システムが必要ということで、その検討を行ったということでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。ご意見ございましたらお願いします。どうぞ。

【委員】 パソコンを全職員に配備して電子メール等々でペーパーレス化ということなのでございますけれども、やはり紙にないと不安になる方が多くて、逆にパソコンを導入したけれども、最終的にプリントアウトする回数が増えたりとか、そのコピーをどんどんとって結局は同じようなものを回したりということも起こり得ますので、実際にほんとうにペーパーレスがきちんとなされているのかどうか、紙の消費量とかそういったものもきちんとしていただきたいと思います。

【分科会長】 これは、そうですね、紙の全体の消費量はなかなか大変だと思うんですが。

【委員】 パソコン配備で紙が増加では逆になっておりますね。

【分科会長】 そうですね。まあただ、やっぱりこういうものって私ども自身の体験で

も、やっぱり少しずつなれていくことで、もう一朝一夕とはいかないと思うんですけどもね。やっぱり特に年齢差もあると思いますが、私どもやっぱり、どうしても紙に頼っていた期間が長いものですから。若い方はうまい処理のやり方をとっておられると思うんですが。

【検査法人】 今後の課題にさせていただきたいと思うんです。正直申しまして、全員のプリンターはございません。

【分科会長】 そうですね。

【検査法人】 プリンターは共有でございますから、全員がプリンターを使うということのそういった用意をしてございませんので。ただ、保管用の文書はプリンターで打つことは原則でございます。基本は、ですからこの中で見ていただくと。後ほど出てまいります。インフラネットがございまして、全部そこに文書などが格納されておりますから、いつでもそこから見られるという形になっておりますので、それを見ていただくのは原則だということはこれから徹底していきたいと思っております。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。平成14年度に引き続いて外部委託、それから本部一括契約、こういったものを実施しておられますし、今話題になりましたパソコンを全員に配置して進めているということで、そういった連絡網の充実強化、それから電子決裁、こういったものを拡大しておられますので、着実な実施状況になっていると思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、評価結果は2とさせていただきたいと思います。

それでは、その次の項目に移りたいと思います。

厳正かつ公正、中立な審査業務の実施の徹底ということでお願いしたいと思います。これは小項目が2つございますが、これは両方一緒に続けて、①、②をお願いしたいと思っております。

【検査法人】 それでは、8ページでございます。

ここからは業務の質の向上関係でございます。(1)は、今言われる厳正・公正・中立的な審査業務の実施ということでございますが、2点ございまして、不当要求防止対策の徹底。これは法人発足以来の最重要課題ということでございました。それから審査事務規程の関係でございます。内容につきましては、具体的に詳細に9ページ以降にございますの

で、そちらをご説明させていただきます。

まず、(ア)でございますが、不当要求防止対策の徹底ということでございますけれども、不当要求事案の発生件数ということで、全国655件ございました。その法人発足後1年間という数でとってみますと531件でございます、23%の増加ということでございます。最近、暴力行為とか脅迫・威圧行為などの悪質な事件は減少しておりますけれども、説明とか合格強要など執拗な不当要求が6割増加しております。

対策といたしましては、引き続き警察との連携強化ということでございまして、不当要求防止責任者196人の選任を行うほか、警察との連携強化を行っております。不当要求の取りまとめ結果につきましては全国の警察に説明するなど、協力依頼もしております。

また、管理・責任体制の強化につきましては、チーム制の導入を引き続き行っておりますし、また、管理職が巡回などを行うということでやっております。

それから、10ページになりますが、防犯設備の関係につきましては、防犯カメラの総設置数1,413基ということでございます。また、ICレコーダーも898個ということでございまして、いずれも増備を行いまして、ほぼ必要なところにつきましては完了しつつあるという認識でございます。

それから、緊急時対応訓練の実施、警備の強化ということでございますが、これにつきましては、警察官なども参加を一部得まして対応訓練などを行っております、192回実施しております。

それから情報収集・監査機能の強化ということでございますが、不当要求対策につきましてはそういったノウハウの蓄積ということで情報提供しております。それ以外に、不正な受検ということがございまして、検査票を不正に使用するとか、替え玉で違う車を使って不適合な車を通そうとするとか、あるいは車台番号を改ざんするというような不正受検がございまして、109件発見いたしました。いずれも国または警察へ通報してございます。こういった情報につきましては、再発防止のために全国に回しております。

それから、監査ということでございますが、これは内部の監査ということでございますけれども、監事監査のほかに、内部で本部の監査、検査部の監査を行っております。監事監査は10カ所の事務所について行われておりますが、本部としては12カ所、検査部で25カ所実施いたしまして適切な業務運営に努めております。

そのほか、1事務所につきましては不当要求頻発事務所ということで特別な調査を行っております。

そのほか、改善提案窓口なども設け、職員が直接に提案できるようにしております。

また、次のページでございますが、関東運輸局の職員の不正車検が法人発足前にございまして、その刑事処分が確定したこともございますので、それに対しての見解を示すとともに、理事長が各関東検査部管内の11事務所について巡視をしまして意見交換を行っております。

そのほか、訟務関係が増えてきておりますので、その処理要領を定めております。

それから(イ)でございますが、これは大きな話、2番でございます。審査事務規程の充実、強化ということでございますが、15年度は12回の改正を行って対応しております。そのうち2回につきましては、道路運送車両の大きな改正が第二次・第三次改正として行われましたので、これも取り込みまして大変大規模な改正を行っております。

そのほか、内部的に規程内容を整理しましてわかりやすくしてございます。

それから、(ウ)その他でございますが、これにつきましては検査・審査の責任体制の明確化を図るために、検査官の任命前は従来は一般職員、係員という扱いをしておりましたが、これにつきましては一定の研修を受ければ自動車検査官補として任命して責任を持たせると、こういう形にしたわけでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

大項目のサービスの向上と確実な検査実施に向けてということですが、その中の1.(1)についてご説明いただきました。(ア)と(イ)と(ウ)ということでご説明いただきましたけれども、ご意見いかがでしょうか。

【委員】 ちょっと確認したいのですが、これは事務局に質問したいのですけれども、年度計画はこの評価委員会で検討した記憶がちょっと私はあまりないのですけれども、それはちょっとほかの分科会と私は混乱しているのかもしれませんが、ちょっとそういう理解でいいのかどうかというのが1点と、今回のこの業務実績評価はあくまでも中期目標の達成状況を評価するということで、年度計画に拘束されない、場合によっては年度計画の立て方についてのコメントも含めていいのかどうか、その点についてちょっと確認しておきたいのですけれども。

【分科会長】 はい、いかがでしょうか。

【政策評価官】 独法上、年度計画については法人が独自に定めるということになっております。評価委員会のお立場と申しますのは、いわゆる独法としては年度計画に従って

どう着実に実施するかということではありますが、年度計画とは結局中期計画、最終的には中期目標というものを着実に達成でき得るような年度計画を立てて進めていくことになってございますので、評価委員会としては年度計画がもう少し高いものをつくるべきではないかというコメントをしていただくのは結構でございます。最終的には中期目標というものを達成するに当たって着実な進行状況にあるのかという観点からご判断いただければ結構かと思えます。

【分科会長】 計画そのものに対して我々、意見を言うチャンスはないわけですか。

【政策評価官】 計画と申しますか、それはもう中期計画そのもの……

【分科会長】 いや、15年度の。中期はもうずっと掲げていますから。

【政策評価官】 年度計画につきましては、そのタイミングはございませんですね。

【事務局】 大臣に対する届出事項という形になっています。

【分科会長】 そうですか。前もってそういうのを知らせておいていただくことは不都合でございますかね。つまり、次年度の評価を行うに当たっての計画の提示があらかじめあったほうがいいのではないかというようなご意見でしょうか。あるいは……

【委員】 もう一つには、私はあくまでも中期目標に対する実績だと思っているのですが、どうも今の流れだと、どうしても年度計画に対してどうかという形に見てしまうものですから、先程もちょっとコメントがありましたけれども、実はこの前の業務の効率化のところでも、ほんとうは中期目標で経費の1.3%という数字がちゃんと出ているのだから、年度計画でほんとうは立てなければいけないのですよね、そこのところも。もちろんペーパーレスを進めるのだったら、それについてのボリュームをちゃんと示さないと、ほんとうはなかなか我々の評価がうまくスムーズにいかないのかなという感じもするのですけれども。ごめんなさい、それはもう過ぎたところですから、あまり蒸し返したくないので。わかりました。あくまでも中期目標に対する達成度合いということで。

【分科会長】 そうです。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 ここの中期計画というのが一番左にございまして、その中で平成15年度の計画がどうかというこれをごらんいただきながらと思うんですけども。なるべく数値化できるものはぜひ数値化した目標を立てていただき、それに関して達成度を我々に示していただくと、一番理解がしやすいということは事実ではありますが、また、そういった数値化できないものも多々ございますので、このような評価にもなるという面もございま

す。

【委員】 私が申し上げたのは、中期目標でもう数字が出ているものがあって、それに対して年度計画でなぜ数字を出さなかったのかということ指摘したまででございます。

【分科会長】 わかりました。

【委員】 それからもう一つよろしいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 今のところの項目は国民に対して提供するサービスと、こうなっているのですけれども、やはり今のところ、今年度の計画は内部をちゃんと固めなければいけないということで、こういうふうにちゃんと固めてこられていると思うんですけれども、ほんとうの目的は国民に対するサービス、満足度がどうなっているか、その向上を図るのが最終的な目的だと思うんですけれども、そういうことをここで申し上げていいのかどうか、今言われたので、だから、今期はこれでもいいですけれども、そういうのも入れて次の年度の計画を立ててくださいという話を意見としては出すべきではないかなと思うんですけれどもね。

【分科会長】 今、近森委員からもご指摘がありましたけれども、ぜひそういうものを生かしていただきたいと、次年度の計画に。よろしく願いいたします。

それから、数値を提示している中期計画の中の項目に関しては、なるべくそういったものを年度ごとに取り上げていただきたいということでもあります。よろしく願いいたします。

さて、この項目の評定でありますけれども、特に新聞紙上等でも問題になりましたけれども、不当要求ですね、これに対して防止責任者の専任で警察との連携を強化したというようなこと、それからチーム制を導入されたり、管理職の検査コースの常駐、そういったような強化、それから防犯カメラ、ICレコーダー、これは録音するものですが、そういったものを増設する。あるいは、緊急体制を想定した対応訓練、警備員の増強ですね、そういった防犯体制の強化をかなり推進しておられるということでもあります。不当要求への速やかな報告や監事監査、内部調査、そういったことも熱心に進めておられるという状況にあります。それから、欠席委員からも問題発生に対応して措置を十分迅速にとっているという評価をいただいております。

そのようなことで、この不当要求防止対策の徹底という項目に関しましては、評定結果を3としたいと思いますが、いかがでしょうか。

これ、かなり強化して、一番重要な取り組み項目としてやっておられるようですので、そのようにと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 3ですと特にすぐれた実施状況というところをやっぱりしっかりコンセンサスを得ておかなければいけないと思うんですが、どのあたりのところが「特にすぐれた」というふうに言えるのか……

【分科会長】 私はハードの面の整備がすごいなと思いました。1つは、防犯カメラの設置を1,400カ所ぐらい、あるいはICレコーダーを890個導入するとか、それからまた、不当要求に関する内訳などを整理されてかなり厳しく臨んでおられるという点、それからチーム制を導入したというようなことで、やはり内部でのそういう管理体制の、あるいは責任の強化ということがかなり大きく進展していると思いましたがいかがでしょうか。

【委員】 かなりこれはボリュームがあるから、やっていることはほとんど間違いなくやっているんで、それで、全国の情報の共有化をかなり図っていますね。だから、やっぱりこれはかなり大切なことなのですね。強いて言えば、もうちょっと検査基準の明確化と、それから検査業務の全国の均質化といいますか、これをもちろん努力されているのはわかりますけれども、もう少しこれをはっきり、現場の検査官がとにかく一目でクレームをつけられないように、できるだけ機械的に処理ができるように、やっぱり人間対人間の検査だと、何だ基準を通っているじゃないかと言われたときにも、単純に機械的に実はこれでこうなっていますと言えるようにしてやるという、もう一歩進めていただければなおはっきりするかなと。ただ、かなり努力はされているかなと私も思っていますが。

【分科会長】 いかがでしょうか。

それからもう一つ、②のほうですけれども、審査事務規程の充実、明確化ということで、これがございまして、これも12回、昨年中に審査事務規程を改正したりして、非常に取り扱いの細部の統一化・明確化を図っておられるということで、この実績もかなり評価に値するのではないかとということで3でいいかと思いましたが、いかがでしょうか。

【委員】 まあ、あまり時間をかけてもいけませんので、特に異論があるというわけではないのですが、私はハードのほうは金をかければ幾らでもできると。もうちょっとソフトのほうは、全然ないわけではないのですけれども、もう一つ、特に弱い立場の検査員に対するフォローがしっかりできているととってもいいのだけれどもなということですが、別に私自身、2でなければだめだとそんな強い反論をしているわけではありません

ので、このあたりはもう分科会長の判断にお任せしたいと思います。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

また、今のご意見を16年度の計画にも、あるいは実施にも十分生かしていただきたい
と思います。

さて、その次の検査に係る利用者の方々の利便性の向上という点についてご説明をお願い
したいと思います。これも項目が3つございますけれども、これを続けてご説明いただ
ければ幸いです。

【検査法人】 それでは、12ページでございます。

利用者利便向上ということで3項目ございますが、まず1つは、審査の待ち時間の低減
対策ということで、業務量推移、混雑状況の公開、そして機器の故障発生、原因分析を行
って故障時間低減対策ということでございます。それから②は、利用者の理解向上のため
の対策ということで、ホームページ、パンフレットがございます。③は、利用しやすい施
設ということで、新しい施設のあり方についての検討と審査施設の改善策ということでご
ざいます。

具体的には、13ページの②(ア)から始まりますが、まず審査の待ち時間の低減対策
でございますけれども、各事務所ごとの混雑時期などにつきまして情報提供を行いたい
ということで、16年度のホームページ改訂に向けて検討を行っております。

業務量の推移については、1日の業務量というだけでなく、1日の中での時間の変化
を記録する、そういうようなことができるようなシステムの構築も検討を始めたところ
でございます。

それから、検査機器の故障につきましては、14年度に分析した結果、老朽化した機器
につきましては故障が多く発生しているということがございますので、老朽機器の更新を
行っております。その結果、コースの閉鎖時間が合計2,406時間と43分ということで、
前年度比13%減になっております。

それから、今後の話でございますが、機器更新の工事の際ですが、土を掘り返したりし
ますと、非常にまた閉鎖期間が増えますので、埋め戻しをしなくて済むような工法を採用
することとしております。

(イ)でございますが、利用者の理解向上対策といたしましては、パンフレットの内容
を見直しました。また、ホームページについては16年度に全面的に改訂することで検討
しております。

(ウ)でございますが、利用しやすい施設の整備の関係でございます。これは、まずバリアフリー対策ということで、見学者用通路についてバリアフリー対策をすることにいたしまして神奈川、川崎の新設見学者用通路に適用しております。

それから、機械器具の維持管理でございますが、従来はどちらかというと故障すると修理するという考え方が非常に強かったわけでございますが、諸施設等につきまして更新基準を新たに制定いたしました。そのほか、新しい検査場というようなことに快適に受検できるように、定期的に壁面とか鉄骨などの再塗装も行うことができるようにしたわけでございます。

それから中国検査部でございますが、これは用地狭隘、施設老朽化ということがございまして、移転・新築をいたしました。その際、バリアフリーの見学者通路を設けるとともに、機器等につきましても最新のものを入れてございます。また、全国的に音声案内方式が大変好評ですので、従来の表示方式にかえて音声案内方式の拡大を行っております。

それから二輪車専用のコース、これはユーザーの受検が多いわけございまして、これにつきましても拡大の措置をとっております、2事務所について導入をいたしました。

利用しやすいという観点で見ますと、まず安全に利用できるのもそういう要素であると考えております。法人発足以後、事故の発生状況を把握・分析することにしておりまして、平成15年度、149件が報告されております。内訳といたしましては、法人の職員の指示が不適切であるなどの場合、あるいはテストの問題、あるいは受検者・受検車両の問題とかいろいろございまして、そういった分析をいたしまして行っております。それに対して、それぞれ詳細は説明いたしませんけれども、対策を行っております。

16ページでございますが、不慣れなユーザーに対しては、検査案内員を「検査メイト」と称して配置いたしまして、その配置をするための検討を進めたところでございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、今の(ア)(イ)(ウ)(エ)に関してご意見、コメントをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

評定の項目の中では、本文の方では(ア)(イ)(ウ)となっておりますが、これが①、②に対応していることは皆さんお気づきのとおりだと思いますが、いかがでしょうか。

まず、①の利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策ということでありますが、ホームページ等を使ってその事務所の混雑状況を情報提供しているということで、そういったサ

ービスが改善されているのではないかと思います。

【検査法人】 情報提供しようということで、16年度のホームページの。

【分科会長】 立ち上げの準備をしておられるということではありますが、いかがでしょうか。

【委員】 これは、低減時間、低減パーセントという数値目標が決まっていなかったのですかね。このままで目標がなかったわけですかね。

【検査法人】 書いていないので、そういうことでございますね。

【委員】 なかったんですね。

【分科会長】 前年度比で0.87という、13%縮減したということですが。

【委員】 ただ、中期計画では一応20%——機器等の故障による停止時間を20%低減することを目標ということは出ていますね。

【分科会長】 ええ、ただ、18年度までということですからね。

【委員】 そうですね、待ち時間としてどのぐらいになるかというのが、実際的に受検する人にとってメリットがある待ち時間ということになりますね。

【分科会長】 そうですね、閉鎖時間というよりは。

【委員】 待ち時間がどのくらい変わってきているかがやはり指標として必要になってくるのではないかと思いますけれども。

【分科会長】 なるほど。これに関してはちょっと。待ち時間といいますと、どういう形ではかったらよろしいのですかね。なかなかちょっと技術的には……

【委員】 データをとっていないのでしょうか、今まで。

【検査法人】 そういったものをとれるように1日の中での時間による業務量変化を記録するなど、こういったシステムの構築の検討を今始めております。

【分科会長】 今始めているということで、もしまた結果が出たら、来年ご報告いただけるということで、ちょっと記録を残しておいていただければと思いますが。

【検査法人】 これは、待ち時間などを掌握するとなると、まず受付が何時かと、そういったところから始まって、電子的に全部電話の時間記録みたいにとっていかないといけないものですから、まあサンプリングでやる方法もあるのですけれども、とりあえず対策のほうを先行して、そういうデータ記録の掌握は全体的な枠組みの中で整理していきたいという考えでございます。

【委員】 ただ、オリジナルなデータをとっておかないと、せっかく低減しても幾らか

わからなくなってしまう危険もありますから。

【分科会長】 受付したときに、何か判こ等を押してもらえばいいですよ、時間の入った。それで、終わったときに、その差を見る。

【検査法人】 毎日、非常に業務量変動も激しいものですから、適切なデータをとれるかどうか、ちょっと自信がないんですね。データをとるとなると相当な費用もかかりますし、後で観測する方法、例えば受検者の方はずっと恒常的に来られますので、前に比べてどれくらいよくなったかという実感で考えていただく。そういうアンケート調査を後でやってみるという方法もあるのかなと思っておりますけれども。

【委員】 まあ傾向はつかめますよね。

【分科会長】 そうですね。あるいは現場の方々にそれをどうやってそういう評価をやったらいいかを知恵を出していただいたらどうですか。

【委員】 あるいはだんだんカード化するかしてやろうとしているのではないのですか、今。要するに受付とか全部カードでやるような形でいこうとしているのではないのですか。まだそこまではいっていないのですか。

【検査法人】 電子検査票という格好の概念でできないかなという構想は持っているのですが、相当な大きなシステムになるものですから、相当慎重に考えなければいけないということでございます。考え方はそういう考え方でおります。

【委員】 ただ、電子化していくと、ある意味ではラインに乗っていくのだったら、時間も過ぎても、変な話、夜でも自動的にそこでカードをとってずっと通って終わったという形でやれるような形も出てくるはずなのではなすけれども。

【検査法人】 いや、検査は検査官がやりますから、それは夜中で自動でというわけではございません。

【委員】 そうそう、それはもう終わったチェックの問題だけですよ、だから待ち時間の問題……、せっかく技術部門ではすぐれたということをやっているかなければならないのですから、トップレベルの検査機器も取りそろえてやっぱりやらないと、今度は故障しているような機械でやっていたのではやっぱり情けないと思うんですね。

【分科会長】 そうですね。故障している車をチェックしている、そのチェックする機器が故障しているというのは、ちょっとこれは冗談で恐縮ですが。ただ、やっぱり大事に使っても、長年使っていますと、そういうことも起こるのだろうと思うんですね。まあそういう面があるかと思いますが、今いただいたご意見を少しお考えいただいて、また、

是非中期計画の達成に向けて何か指標をお出しいただくような形をおとりいただければ幸いです。

そんなことで、①に関してはいろいろ努力しておられるということで、評定としては2とさせていただければと思います。

それから、その中で中黒で、計器の故障と発生箇所、原因について14年度の調査をもとに分析を行って具体的な故障低減の検討をしますということではありますが、これに関しても、前年度から比べて改善されているということが数字として出ておりますので、2と評価させていただきたいと思います。

それから②であります、これに関しても、パンフレットの内容の見直し、それからホームページによる検査の受け方の説明を設ける検討を始めているというようなこともありますので、着実に実施状況が進んでいると考えまして、2とさせていただきたいと思います。

それから③であります、利用しやすい審査に関する件、この利便性の向上ということで、検査コースのバリアフリー化ということ、それから音声誘導、こういったものを設備設置を進めておられるということで、着実な実施状況にあると認められると思いますが、そのようなことで2と評定させていただきたいと思います。

それでは、ちょっと急ぎますが、(3)に関して、適正かつ効率的な審査業務の実施の促進ということでお願いいたします。

【検査法人】 内容的には、年度計画にすべて沿った格好になっております。

(ア)でございますが、職員に対する研修等の実施でございますが、これについては充実を図っておりまして、事務所長の研修を本部で行う、あるいは実務研修の充実を図っております。また、新規採用者には導入研修を新たに始めました。それから、全研修コースで不当要求対策等、コースによっては弁護士の講師による研修も行っております。あと、内部講師を育成するというので、これは15年度中に技術指導教官の研修を実施して、16年度にこの27名の技術指導教官によって研修を行うという計画を持っております。

以上のようなことを総合的に行いまして、研修コースは3種類、6コースを増加させました。受講者数、研修時間数も増加しております。

それから、20ページになりますが、業務改善の関係でございます。幾つかのプロジェクトチームを発足させて、業務研究を推進しております。これは、CIのほか、先程来お話しになっておりますが、実は「電子車両検査」という名前をつけてございますけれども、

審査業務を電子技術を使いながらいろいろデータ活用もできるのではないかと、そのためには検査票の電子化が必要だろうということで検討しております。

そのほか、イントラネットの活用を検討する電子情報利用PTとか研修・教育を総合的に検討するプロジェクトチーム、あるいは不当要求対策。それから、審査事務規程につきましては、非常に大きな問題だと思っております、これが全検査部あるいは主要事務所を巻き込んだ格好で大変大きなPTとして各種規程の全国的な統一を目指したプロジェクトチームを編成して進めていったところでございます。その結果が、先程の12回の改正であったということでございます。

それから検査技術・検査機器の話、先程来情けないというお話がありましたが、そういったことを対応するためのプロジェクトチームを立ち上げたわけでございます。とりあえずやったことといたしましては、20ページ下でございますように、小人数でもできるようにリモコンで操作できるものを導入したり、あるいは21ページでございますが、従来のマルチテスタの能力をアップすると、そういったことを成果として行っております。

そのほか、ナビポストと称する提案箱、そういったものを設けたりしております。また、業務研究会につきましては、届け出で自発的な研究会が発足できるように、そういったこともしてございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

(ア) (イ) とございますが、まず(ア)のほうでいかがでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

(ア) につきましては、不当要求に対する研修などの充実を図って厳正な検査の実施を目指しているということがございます。それから、次年度、内部講師による検査技術の実務講義を行うということ、技術指導教官の育成を行っているということ、それから平成13年度と比較しまして研修時間の増加を図っておられることもございまして、また、アンケートですとかいろいろ実施しておられるということで、そういう研修の内容効果の把握を行っておられるということで、着実な実施状況にあると認められますが、いかがでしょうか。それでは、2とさせていただきますと思います。

②のほうに移ります。7ページですけれども、業務研究会制度を設けてプロジェクトチームを組織して、10項目以上の改善項目に関して検討を進めておられるということでありまして、着実な実施状況にあると認められると思いますが、いかがでしょうか。それで

は、2とさせていただきたいと思います。

それでは、その次の国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施というところであります。これに関しても、①、②、③、④とございますので、続けてご説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 23ページからでございます。

(ア)にございますが、不正改造車の排除の推進ということで、具体的には街頭検査が中心になろうかと思いますが、24ページにございますように、表2-7とございますが、昨年度71.9%の達成率でございましたが、今年度は8万4,912台ということで106.1%の達成率ということになりました。そのほか、初日の出暴走の街頭検査を行っております。

それから(イ)、②に相当いたしますが、車両の不具合情報の収集につきましては、リコール情報として活用されるような情報提供ということで6件行っておりまして、うち1件はリコールにつながりました。もう1件は自主改善という、リコールに準じる措置のもととなっております。

(ウ)でございますが、事故車両の原因究明の取り組みにつきましては、交通事故総合分析センターや日本自動車研究所(JARI)などから情報収集を行いまして、また、県警などからの依頼による調査を行っております。今後とも調査を進めまして原因究明可能な事故の抽出を行いたいと思っております。

(エ)でございますが、社会ニーズ対応の審査ということでございますが、これにつきましては車台番号の容易な発見ということでやっております、具体的に改ざん100件を発見し、通報しております。また、走行距離メーターの改ざん防止のための措置が国で定まりましたので、16年1月からすべての車両につきまして走行距離計の表示値を確認するという新たな業務を行っているところでございます。

以上です。

【分科会長】 いかがでしょうか。項目がたくさんございました。4つございましたが、まず不正改造車の排除等の推進ということですが、これはいかがでしょうか。

これは、目標を上回る車両を対象にして街頭検査を推進しておられるということで、かなり実績が上がったと認めたいと思いますが、いかがでしょうか。したがって、3という評価を、私、考えておりますが、ご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 街頭検査は、警察の協力は得ているのでしょうかけれども、独自にやっている

街頭検査なんですよ、おそらくね。

例えば東京都の場合ですと、都自体が独自にディーゼルの排出ガスをやっていますよね。だから、それは効率的にきちっとやるというのであれば、なるべく連携したほうが効率的なのかなと。ただ、この数値で評価しようとする、独自にやったものがこれだけという、どうしてもそういうふうな形になってしまうので、これはがんばっているとは思いますが、今後の問題として、なるべく全体として効率的にやるのであれば、やっぱり提携的にやるか、ないしは時期を、あそこがやる時にはよそうということで、それぞれ内部交換して、この時期にここでやろうとかという、何かそういうふうな形までちょっと視野に入れていただくといいかなと思うんですが。

【分科会長】 この辺いかがでしょうか。

【委員】 前回、雨の日の場合の実施率が非常に落ちていたというのに対して、今回は予備日などを設定されて、目標をきちんと達成されているという面は非常に評価ができると思います。

【分科会長】 そうですね、おっしゃるとおりですね。

いかがでしょうか。それ以外にも、元旦の暴走族ですか、日の出を目指した暴走族、これもきっちりやっておられるということではありますが、そんなことで3という評価ではと思います。

では、次に②のほうへ、資料4-4、8ページになりますけれども参りたいと思いますが、不具合情報の収集ということでもありますけれども、国土交通省に対して6件の不具合情報を報告しているということで、そのうち2件がリコールですとか、メーカーの自主改善につながっているということもございまして、着実な実施状況にあると認められると思いますが、いかがでしょうか、この辺については。

それでは、評定としては2とさせていただきますと思います。

それから、その次の③でありますけれども、事故車両の原因究明への取り組みということですが、いかがでしょう。

事故調査の実績のある団体から情報収集を行っているということと、事故車両の調査事例の基礎データの収集を進めておられるということもございまして、着実な実施状況にあると認められると思いますが、いかがでしょうか。したがって、2という評価を与えさせていただきます。

それから最後に、④の社会ニーズに対応した検査業務に係る各種業務の実施ということ

であります、これは車台番号の改ざん等の審査事例の収集を行うということと、発見を促す工夫を行っているということとあります。また、走行メーターの表示の確認も確実に行っておりますので、確実な実施状況にあると認められると思いますが、いかがでしょうか。

それでは、これも評定としては2とさせていただきたいと思えます。

それでは、次に(5)であります、国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力という項目で、これも(ア)(イ)(ウ)とございますが、続けてお願いいたします。

【検査法人】 では、28ページになりますが、(ア)でございますが、全国交通安全運動ほか4つの大きな運動がございますので、それに積極的に参画しております。

(イ)でございますが、パンフレットはわかりやすい見直しを行いました。また、ホームページにつきましても、今、改訂に向けて作業を進めております。

それから、検査場の見学ということで、これは大変回数・人数等も増加したと思っております。

それから、審査情報の提供につきましては、検討をいろいろ行っておりまして、先程来話が出ております審査結果データの電子的な蓄積・分析、そういった方向に向けての検討を行うこととしております。

それから、そのための事前準備といたしまして、検査機器等にさまざまな機能、検索とか外部端子を設けております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

まず、①のほうで(ア)ですけれども、これは全国交通安全運動ですとか、不正改造、こういった車の排除運動、こういった各種のキャンペーンに積極的に参加しておられるということで、着実な実施状況にあるということで、2という評定を与えたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それから、2番目のほうでありますけれども、ホームページあるいはパンフレット、こういったものを見直しを行っているということとあります。それから、そういった検査法人のホームページに検査の受け方の説明を設けるということの検討を進め

ているということですが、それと平成14年度を大幅に超える検査場の見学会を実施しているということです。そのようなことで、着実な実施状況にあると判断されると思います。いかがでしょうか。これも、では評定としては2とさせていただきたいと思いません。

それから③でありますけれども、審査結果データの分析及び分析データの公表、個別審査結果データのユーザーへの交付、このような審査情報の提供を行うために電子的な結果の蓄積方法の検討を進めていると。それからさらには、検査情報の提供に向けた検査機器の改良を進めておられるということが具体的に行われておりますので、着実な実施状況にあると認められます。したがって、評定結果としては2としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、次に(6)の自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保ということで、これも(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)とございますが、一括してご説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 31ページの(ア)からでございますが、これは重点事項ということでございまして、15年の6月から空ぶかしということでやっておったのを、アクセル全開の空ぶかしということによってディーゼル黒煙の検査を行うことにいたしました。また、その際、測定方法なども見直しをいたしまして、間違いない検査、効率的な検査ということで見直しをしております。

それから、25%の規制ということで、黒煙の割合がもう少し薄いものが出ております。これにつきましては目視では困難だということで、全車両を黒煙測定器で検査を行うための体制検討を行いまして、機器の改良等も行った上で130台の機器を導入しております。16年度も引き続き同様な考えでおります。排煙装置につきましては、試験的な導入のための検討を行いました。こういったことをやっております。

それから、(イ)でございますが、簡易シャシダイナモ・メーターを用いた新しい排ガス検査でございますが、これについては国土交通省の検討会に参画するとともに、京都南事務所の検査場を提供してデータ取り実証試験を行っております。

ガソリン車の触媒機能検査につきましてはハイアイドル検査ということで、どういうやり方があるのか、海外の情報収集などを行って検討しております。

それから、近接排気騒音測定検査でございますが、これにつきましては規制が強化され

たということもございまして、測定しやすい機器を導入しております。

そのほかでございしますが、OBDシステムと不正燃料の使用防止対策の検討を行いました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

それでは、まず（ア）ですけれども、評定の項目では①ですが、測定車両の負担軽減、負荷の軽減ですね、それから黒煙検査、これは非常に重要でありますけれども、これの短縮を図る、それから汚染の度合いの規定が全数の機器検査を行うための準備として、その測定器の増加を図っていると、そのような努力が具体的に行われておりますので、実施状況が着実な状況にあると認めて、2とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【分科会長】 それから2番目ではありますが、国土交通省の検討会に参加しておられまして、実証試験にも協力して検討を進めておりまして、着実な実施状況にあると認められると思います。これも実は、将来の簡易的な新しい検査のあり方を目指すものとしては非常に有用な取り組みだと思っております。したがって、評定としては2とさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、これもやはりガソリン車を対象にした具体的な検査方法として、アイドリングを少し回転数を上げて、その触媒の機能をチェックするというものでありますけれども、これも非常に重要な取り組みだと思っております。その情報の収集を進めているということで、着実な状況にあると思っております。いかがでしょうか。したがって、2とさせていただきたいと思っております。

最後に二輪車の騒音規制の強化を踏まえた徹底した近接排気騒音の検査を行うということ、それから、検査しやすいような検査機器の工夫も進めているということでありまして、着実な実施状況にあると認められると思います。したがって、2とさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

それでは、次の「国際的視野に立った業務のあり方の検討（国際会議への参加）」ということでご説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 33ページでございしますが、これにつきましては、先程来もう既にいろ

いろ説明されておりました、アイルランド、スウェーデンの検査場調査なども行いまして、それが電子車両検査に反映されると、こういうことで進めております。

以上です。

【分科会長】 いかがでしょうか。

これは国際自動車検査委員会という組織がございますけれども、それに加盟しておられるということで、その総会に出席して諸外国との情報交換を行っているということであります。

それから、スウェーデンの施設を見学するというところで、積極的な情報収集を行っておられるということでありまして、確実な実施状況にあると認められると思います。したがって、評定としては2としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それでは、海外技術支援の項目、8番であります、これに関して2件ございますが、よろしく願いいたします。

【検査法人】 34ページでございますが、②でございますように、JICAとODAのプロジェクトとして3コース受け入れを行っております。

以上です。

【分科会長】 これは海外からの研修生の受け入れということで、途上国へのそういった自動車検査技術の向上に係る支援を行っているということで、これも評定結果としては2とさせていただければと思います。ご意見ございませんでしょうか。よろしければ、そのように進めさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、全体を通じて何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、個別項目の評価に関しましては、これで終了させていただきたいと……

【検査法人】 まだ、3以降が残っていますので、3から6は、できましたら時間の関係もございますので、まとめて豊島より説明させていただきます。

【分科会長】 そうですね、よろしく願いいたします。それでは、3の予算についてお願いいたします。

【検査法人】 36ページ以下でございます。

36ページの予算でございますが、この中で施設整備費補助金、これの支出の欄を見ていただきますと、26億500万円の計画に対しまして19億8,000万円の実績となつ

ております。これでおよそ6億円ほどの差額が生じているわけですが、そのうち契約差額、これは当初予定した予定価格と計画値との差額ですが、これが3億円ほどございます。節約に努めた結果、その分が減っております。

それから、奈良事務所の地盤の関係で、3億2,300万円ほど15年度から16年度に繰り越しをせざるを得ませんでした。

それから、審査経費。支出の欄、審査経費の26億5,200万円の計画に対しまして32億6,300万円、それから一般管理費12億6,800万円の計画に対しまして15億3,400万円の実績となっております。これは、ディーゼル黒煙検査のための検査機器や設備の増強、それから防犯カメラや警報装置の充実、一般管理費につきましては、法人のイントラネットの整備、こういった部門に経費を使ったためでございます。

なお、人件費につきまして計画値の69億8,700万円が60億4,600万円の実績にとどまっておりますが、これは当初計画した際の見積もりに比べまして平均年齢構成比が低い年代が多かったために支出の実績が減ったものでございます。

次に、37ページの収支計画でございます。

これは、表の計画値のほうは官庁会計ベースで計上してございます。実績値のほうは企業会計ベースで計上してございまして、実績のほうは、先程ご説明しました損益計算書の数字と一致いたしております。この計画値のほうの官庁会計方式で計上しておりますものうち、減価償却費の欄がゼロ、それから収益の部の資産見返運営費交付金戻入、これは交付金を使って資産を購入した場合の減価償却費相当分でございますが、これは横棒を引っ張ってございます。いずれも綿密な計算が困難なものですから、ここではゼロ又は横棒で記入してございます。

それから、注4、運営費交付金収益。計画では107億5,900万円でございますが、実績は87億5,700万円になっておりますけれども、これは運営費交付金で資産を購入したために損益外となりまして、資産計上はされたけれども損益計算書には登場しなかったものがあります。それから、収益化されなくて交付金債務として残ったものがございます。そのために、このように数字が異なっております。

それから、注5でございますが、計画値に前年度からの繰越金の一部繰り入れ1億9,000万円となっておりますが、実績のほうは横棒になっておりますが、これは14年度内に契約をしまして、15年度には支払いを完了しておりますので、この数字は87億5,700万円の運営費交付金収益のほうに含まれております。

次に、資金計画でございます。14年度の交付金債務17億8,700万円。これのうち1億9,000万円につきましては、先程言いましたように14年度で契約をして15年度に繰り越しをしたわけですが、その差し引き差額の15億9,700万円が資金支出のほうの次年度への繰越金15億9,700万円でございますけれども、これにつきましては16年度の予算に充当するように16年度の交付金の予算において査定をされました。したがって、16年度に繰り越して予算執行する計画にしております。

この16年度に実績として繰り越した16億5,100万円のうち、12億1,500万円につきましては既に15年度中に契約を終えておりまして、16年度早期にこれが執行できるようにやっております。

それから、39ページの短期借入金の限度額でございますが、中期計画においては予見しがたい事故等の事由によって資金不足となる場合に、短期借入金の限度額を20億円と計画を立てておりまして、年度計画でもこれを受けておりますが、そのような借入れは当年度ありませんでした。

それから、40ページの重要な財産の譲渡、担保でございますが、これも検査法人としてそのような計画はありませんので、空欄になっておりますし、実績でもございません。

それから、41ページでございますが、剰余金の使途。これにつきましては、中期計画におきましては剰余金が、中期目標期間中に剰余金が発生した場合には中期計画の達成状況を見て施設整備の経費、それから広報活動の実施の経費、こういったものに充てることと、そういう計画を立てておりまして、年度計画もこれを受けてつくっております。

ただ、これまでにところ、こういうものについての使い途は実績としてはございません。いずれにしても、18年度の中期計画が終わった時点でもし剰余金が出ればどうするかを考えることに自動車検査独立法人法で定められておりますので、その時点で措置したいと考えております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。予算関連の項目として3、4、5、6というふうにご説明いただきましたけれども、4以下は該当なしということで評定を行う必要はございません。

3の予算に関して、ご意見ございませんでしょうか。会田先生、いかがでしょうか。

【委員】 特にないですけれども、収支計画が37ページに出ているのですが、計画と実績でベースが違ったら比較はできないと思いますので、独法基準か、企業会計基準か、

官庁方式か、どれでもいいと思いますけれども、統一しないと多分、実態は何もわからないのではないかなという気がいたします。

【検査法人】 ご指摘のとおりでございます。監査法人ともよく相談して検討したいと思っております。

【分科会長】 よろしくどうぞお願いいたします。これに関しては、予算範囲内で適正に執行されていると判断されますので、評価結果としては2とさせていただきたいと思っております。

それでは、その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項ということでご説明をお願いしたいと思います。

【検査法人】 それでは、(1)(2)一括でご説明させていただきますが、あまり説明する内容はございませんけれども、②でございますように、表が43ページでございますが、これに総括されております。審査場の新設関係は、中国検査部と奈良事務所が該当しますし、二輪は静岡、三重ということでございます。奈良については先程説明ありましたように繰り越しをしております。

それから審査機器の新設は東北検査部など11基を整備してございます。審査上屋の改修等については見学者通路その他、そこに書いてあるようなことで実施しております。

そのほかに、注といたしまして14年度の繰り越しでございますが、改修を実施したということでございます。

それから、45ページになるのですが、人事に関する計画といたしまして——44ページから45にかけてなのですが、これにつきましては職員数につきましては年度当初と同数ということになっております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。

まず、7の(1)であります。一部の事業については工事の途中において計画に見直しが必要となり、翌年への繰り越しが行われましたけれども、全体計画に支障が出るというものではありません。順調な実施状況で進められていると判断されまして2とさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、次の(2)の人事に関する計画であります。これも方針どおりに進められておりまして、着実な実施状況にあると認められると思っております。したがって、2とさせて

いただきたいと思います。この方針ですね。

それからもう一つ人員に関する指標がありますが、この②でありますけれども、これも指標どおりに着実に進められているということで、評価結果としては2とさせていただきたいと思います。

以上でしょうか。

これで全部の個別の評価に関しては終了させていただきたいと思いますが、自主改善努力に関する事項の説明を最後をお願いしたいと思います。

【検査法人】 46ページでございます。3つございますが、(1)といたしまして審査事務規程の改正についてでございますが、これは一般の方にも非常に関係の深いものでございますから、改正の都度ホームページに掲載いたして公開しております。大変問い合わせも多うございます。

それから(2)でございますが、ディーゼル・オパシメーターの適用可能性の調査でございますが、これはディーゼル黒煙の検査方法が今はディーゼル・スモークメーターという方法でやっているのですが、光透過式のスモークメーターが欧州などでは使われておりまして、国のほうでも、これで測れば、黒煙だけでなくて粒子状物質の一部も測れるであろうということで、導入の可能性があるということでございます。ただ、外国でやっているからそれのできるというものではございませんで、法人といたしましても、それがほんとうに使えるのかどうか、どれぐらいの性能があるのか、これは試しに購入いたしまして全国で使い回しをして調査を行うということで進めました。まだ結果はまとまっておりません。

それから(3)でございますが、管理関係業務の効率化ということで、本部の会計課より予算執行部所に近い検査部に一部移管しておりますし、また、会計関係規程を改正するなど、体制整備を行っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

何かこれに関してご意見、コメントございますでしょうか。

それでは、最後になりますけれども、総合評価に移りたいと思います。

これに関しては、独立行政法人の方はちょっとご退席をいただいて、お願いできればと思います。今後、こういう形式で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

特に各項目に関しましては、やはりこちらの意見などに対して、あるいは質問に対してご回答いただくという場面も多々ございますので、このような席の配置でやらせていただいて、最後はご退席の上進めさせていただくということにさせていただければと思います。

(独立行政法人、退出)

【分科会長】 さて、最後のページになりますけれども、業務運営評価ということで、ただいま評定いただいたところでありますけれども、これをちょっと集計していただいた結果をご報告いただけませんかでしょうか。

【事務局】 項目数が28項目ありまして、掛ける2で56になります。それから、各項目の合計点数、先程評定結果3が3個ありましたので、合わせますと59点。下記の公式、各項目の合計点数を項目数に2を乗じた数で割りますと、105.3ということで、105%ということになります。

【分科会長】 わかりました。そうすると、「順調」ということに該当すると判断されますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、そのような評価ということにさせていただきたいと思いますが、ご異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 それから、もう一つは、自主改善努力評価ということではありますが、これも先程4つの項目を挙げて取り組んでおられるということで具体的なお説明がありました。私も技術的な面は承知しておりますが、業務ですとか、あるいはホームページの掲載ですね、こういったことに関しても、計画ないし着実な業務の進行があると思っておりますが、いかがでしょうか。もしご異存なければ……

【委員】 3つを記載するということですかね。これ、どういうふうにするのですか。

【分科会長】 いえ、これは全体として。

【委員】 全体として評価するということですね。

【分科会長】 はい、と思っております。いかがでしょうか。何か個別にご意見ありましたらお願いします。

【委員】 正直に言うと、(1)と(3)はそんなに大げさに取り上げるほどの内容、ごく当たり前のことだし、ホームページについては、ほかのほうをもっと充実しているともっといいんでしょうけれどもね。これだけやっていて、例えば来場者数とかそういうデータをまだホームページの中で整理していないみたいなので、あまり何かこれだけ書くと、

何か——まあこれについてはいいんですけれども、ほかのことがちゃんと情報提供できているのかなんて言われると、どうかなという気もするのですけれども。ただ、自主改善努力が認められるということであれば、特に（２）を中心に重点で取り上げてよろしいかと思うんですけれども。

【分科会長】　そうですね、（２）がございます。いかがでしょうか。

それでは、相当程度の実践的な努力が認められるということで評価したいと思います。

それでは、業務全体に関するご意見としていろいろ、これまでもいただきましたけれども、ちょっともう一度強調したいという点がございましたらお聞かせいただければ幸いです。いかがでしょうか。

１つ、いろいろご指摘いただいた中で集約させていただきますと、中期計画との関連で数値化できるものはなるべく数値化して、努力の定量性というのでしょうか、そういったものはかされるような努力をぜひやっていただくと、私どもも評価しやすいということもございまして、そのような考え方で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

着実に全体として進んでいることは具体的なご説明で十分理解しておりますので、そのような……

【事務局】　その点につきましては、年度計画、先程ご説明させていただきましたけれども、検査法人から国土交通大臣への届出事項ではありますけれども、今、各委員からのご指摘を踏まえまして、私どもとしまして、少なくとも中期計画で定量化されているものについて年度計画の中でそれを可能な限り反映していただくというようなことで私ども対応したいと思っております。

【分科会長】　そうですね。ほかにどうぞ。

【委員】　ここでは独立行政法人は、収入に困って云々ということではないですから、結局、業務目的をどこに置くかがやっぱり重要だと思うんですね。で、やっぱりそれは、今の皆さんに対するサービスの向上にやっぱり置くべきではないかと思うんですけれども、だから、そっちのほうをもっと強調されてもいいのではないかという気もしますけれどもね。

【分科会長】　そのための具体的な取り組みとしては、例えばちょっとご意見がありましたけれども、ユーザーに対するアンケート調査の実施ですとか、数値化できるものはどうかというようなことですか、実際の検査時間の所要時間の短縮が図られているかどうかというような、何か調査のあり方も確かに課題かなと思います。

確かに企業は利潤を追求する、あるいは株主への配当に努力するというのはあれなんですけれども、やっぱりおっしゃるようにサービスとそれから検査の確実な実施ですね。これが2つの大きな柱だと思っておりますので。リコールですとか、最近いろいろございませぬけれども、まあそれは論外として。

【事務局】 いわゆる基準に適合しているかどうかというのは、確実に実施するのがまず第一でございます。検査法人からも話がございましたように、いわゆる不当要求と申しますか、合否の判定に対する不当要求は非常にまだ多いということで、このところをまずきっちりやらないといかんと申すのはベースだと思うんです。もう一つは、近森委員からもお話がございましたように、その上でユーザーへのサービスですね、これをいかに向上させていくかというところら辺がポイントではないかと思っております。

【委員】 勉強不足で大変申しわけないのですが、不正な要求という対策は、こちらの施設の中では行われているのですが、例えばディーラーで、先日、不正な車検のというのがあったのですが、あれはここには関係ない話なのですか。

【事務局】 それは指定整備という、この検査法人で行う合否判定の検査とはもう一つ別に、いわゆる民間車検場ということで、国が指定整備工場を指定してございまして、そちらのほうで国にかかわって検査ができるという仕組みが法律上ございまして、それに関しても、不正につきましては、国の職員で指定整備のそういう監視・監査をする、そういう職員がございまして、年1回とか2回ぐらいですか、そういう不正がないかどうかを監視しています。これについてはご指摘のように、ことしですか、あれは去年ぐらいですかね、ちょっと大幅にございましたので、国としても問題意識を持ってございまして、きっちりやっしていきたいと思っております。

【委員】 こちらのほうでどんどんそういう監視カメラとか出てきて難しくなると、でっぴって行くので、それをいかに阻止するかというの。

【事務局】 そうですね。国の検査を代行していただいているという、非常に重いものでございまして、これについてはきっちり監視していきたいと思っております。

(独立行政法人、入室)

【分科会長】 ほかにご意見ございませぬでしょうか。

【事務局】 退職手当の支給に関しましては、独立行政法人の通則法、参考資料4-5でございませぬけれども、こちらの52条から53条が関係条文でございませぬが、独立行政法人が役員等に関します支給を定めるときには主務大臣に届出をしないといけなと。5

3条はそれを受けて、2号でございますけれども、「評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合しているかどうか」と、こういったものに対しての意見を申し出ることができるという、こういう規程がございまして、その関係でございます。

【分科会長】 どうも失礼しました。

【事務局】 部長のほうから簡単に内容について説明をしていただきまして。

【分科会長】 そうですか、どうぞ。

【検査法人】 総務部長の長田でございます。

それでは、資料に基づきまして簡単にご説明させていただきます。資料4-3をお開きいただけたらと思います。

実は、この改定の目的としましては、今年1月1日施行の業務勘案率の制度導入が行われたわけなのですが、この勘案率の設定に当たっては、退職日とそれから業績勘案率の決定される日との間にタイムラグが生じますので、その間、国家公務員退職手当法の規程によりますと、退職手当につきましては退職した日から1カ月以内に支払うという趣旨もございまして、こういった点に準拠いたしまして、国からのご示唆もいただいたことを踏まえて改正したことでございます。

内容的には、イメージ図をごらんいただけたらと思いますが、仮に6月30日退職とした場合、現行の既存の規程でございますと、来年の7月もしくは7月か8月の当評価委員会が開催されまして、そこで決定されるまで退職金が支給されないという形になってしまいます。それを改定の欄でございますが、とりあえず16年7月の評価委員会の決定をいただいた15年度の勘案率を暫定率として使いまして、暫定支給をし、17年度、来年の評価委員会で新たに16年度の勘案率が決定された段階で精算支給するといったシステムでございます。これによりまして、退職手当の支給が1年待ついただくことがなく暫定的に支給し、それで精算されるということで、期間をあけるという弊害がなくなるということでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ちょっと先走りしましたけれども、暫定的に退職手当を支給するということでありまして、この件、いかがでしょうか。よろしゅうございませうか。

【委員】 あまり好ましいことではないと思うんですけれども、こういう制度はやむを得ないのかなど。ただ、暫定支給して、場合によっては後で返還しなければいけないとい

うときに、本人がちゃんといればいいのですけれども、その辺のトラブルが生じる可能性とか、その辺は検討されているのでしょうか。

【検査法人】 これは、当然、仮に最悪の場合だと思うんですが、亡くなられた場合とかそういった場合が想定されると思うんですが、この点についても十分想定はしております。

実はこれは、各法人横並び的な制度というふうに私どもひとつは理解しておりますので、十分その点は議論されていると解しております。

【分科会長】 それでは、特にご意見はなしとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

本日、それでは、審議事項はすべて終了いたしましたけれども、不慣れのため10分ばかりオーバーいたしまして大変申しわけなく思っております。ご協力、大変ありがとうございました。これで終了したいと思います。

では、事務局のほうで。

【事務局】 長時間、かつご熱心なご討議、ありがとうございました。

私どもとしましても、先程の委員会におきます指摘、特に年度計画の策定に当たったのご指摘があったわけでございますので、それにつきましては、その点について念頭に置いて対応したいと思っております。

以上をもちまして評価委員会の第4回自動車分科会を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

— 了 —